

# GAS マイホーム発電契約

[選択約款]

2026年7月1日実施

出雲ガス株式会社

## 目次

1. 目的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 適用開始日及び契約期間	3
7. 本選択契約の適用を承諾しない場合	3
8. 料金	3
9. 単位料金の調整	4
10. 解約	5
11. 設置の確認	5
12. その他	6
付則	
本選択契約の実施及び適用開始について	7
別表	
1. 早取料金及び消費税相当額の算定方法	8
2. 料金表	9

## 1. 目的

この選択約款は、家庭用コージェネレーションシステム（「家庭用燃料電池」といいます。）の普及を通じ、環境負荷の低減に寄与するとともに、当社の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の変更

### 2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
  - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスをエネルギー源として電力と熱を発生させ、居室に電気と温水を供給するための機器をいいます。

- (2)「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3)「併用住宅」とは、店舗、作業場、事務所など業務に使用する設備と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (4)「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (5) その他の用語については、契約の用語の定義のとおりといたします。
- (6)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (7)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。
- (8)「単位料金」とは、9に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

#### 4. 適用条件

次の全ての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) コージェネレーションシステムを専用住宅または併用住宅において使用してお客さまで、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が1.5kW未満であること。
- (2) 併用住宅においては、1 需要場所に設置するガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下であること。

#### 5. 契約の締結

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に所定の申込書にて申し込みいただきます。また、変更しようとする場合も同様といたします。
- (2) この選択約款は、当社がお客さまの使用するガス機器を確認し申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。ただし、契約が成立していない場合は契約が成立したときに成立いたします。
- (3) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又はガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合にはこの限りでは

ありません。

- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別（ガス小売供給約款に定める契約を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

## 6. 適用開始日及び契約期間

- (1) この選択約款の適用開始日は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日からといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます）以前の 경우는、使用開始日からといたします。
- (2) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日を起算日として、以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が使用開始日以前の 경우는、使用開始日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
- (3) 契約期間は、原則として契約の契約期間と同一といたします。ただし、10（解約）により選択約款が解約された場合はこの限りではありません。
- (4) 契約期間満了日以前に解約の申し出がない場合、本契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後もこれにならうものといたします。

## 7. 本選択契約の適用を承諾しない場合

- (1) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）に基づく料金を、それぞれの約款に規定する支払期日を経過しても支払われていない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (2) (1)にかかわらず、当社が、業務遂行上支障がある場合又はその他当社が不相当と判断した場合は、本契約の適用を承諾できない場合があります。

## 8. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以

下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含みます)を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい消費税等相当額を含みます。)を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

(3) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

## 9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を超えて上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(2)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.085 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.085 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

下記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

78,780 円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定

結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\text{平均原料価格} = \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9730 + \text{トン当たりプロパン} \\ \text{平均価格} \times 0.0292$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

## 10. 解約

この選択約款は、次の場合に解約とします。

- (1) 契約を解約された場合。
- (2) お客様がこの選択約款を適用しないことを希望された場合。
- (3) 適用条件を満たさなくなった場合。
- (4) (3) の場合、適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日の翌日から一般契約の適用になります。
- (5) 解約に伴う本契約上での違約金はありません。ただし、本選択約款以外の約款または契約はこの限りではありません。

## 11. 設置の確認

- (1) 約款の適用条件を満たさなくなった場合もしくは設置しているガス機器を取替えまたは取り外しをされた場合は、お客様は当社にただちにその旨を通知していただきます。
- (2) 当社が必要と判断した場合において、約款の適用条件が満たされているかどうか確認させていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みまたは変更の申し込みを承諾しないか、もしくは選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。

## 12. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款および工事約款を適用します。

## 付則

### 1. 実施期日

この選択約款は、2026年7月1日から実施いたします。

(別表)

1. 早取料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早取料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

## 2. 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

### (1) 料金表

料金表	適用区分 (1か月のご使用量)	基本料金 (1か月につき)	基準単位料金 (1 m <sup>3</sup> につき)
A	0 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	1, 666. 24円	250. 60円
B	10 m <sup>3</sup> を超える場合	2, 925. 00円	125. 60円

### (2) 調整単位料金

(1) の基準単位料金をもとに 9 の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。